

平成28年度一橋大学法科大学院科目等履修生入学手続要項

1. 学生証の交付について

- ・新規申請者については以下のとおりです。

学生証の交付

4月1日（金）8時30分から、法科大学院事務室にて交付します。
事務室にて学生証（JL～）を提出し、**引き換えに** JKの学生証、及び
パスポート等の通知ハガキを受け取ってください。JLの学生証を記念に
持っていたい場合には、こちらで穴をあけてお返しします。

院生研究室の利用について

既に通知している通り、新規科目等履修生については5月末まで現在
使用している院生研究室（302, 303, 306）が引き続き利用できるように
カードキー機能を付けています。

- ・今年度からの継続申請者については以下のとおりです。

お手元の学生証がそのまま使用できますので、上記学生証交付手続きは不要です。4月1日以降、自動的に期限が更新されます。

◆その他

※ 現在、以前に提出した学生証（兼図書館利用証）に変更が生じている方は4月1日（金）までに住所変更届を必ず提出してください。振込用紙が受領できず、納入が出来なくなります。また、今後住所変更が生じた場合も同様に変更届の提出をお願いします。これない場合、下記メールアドレスまでご連絡ください。

法科大学院事務室: law-hd@dm.hit-u.ac.jp

2. 授業料の納入について

(1) 納入金額 14,800円

(2) 納入期間及び方法

4月下旬～5月中旬に大学（経理調達課）から振込用紙を送付されますので、指定の銀行に振り込んでください。**入金を確認できませんと、督促が来ることとなります。事務手続き軽減のため、かならず期限内の振込みをお願いいたします。**

授業料に関する注意事項

期限（前期は 9 月末、後期は 3 月末）までに支払いがない場合は、学則 14 条により除籍となります。

法科大学院修了生の最終取得学位は、法学研究科法務専攻（法科大学院）の専門職学位課程修了による「法務博士（専門職）」となりますが、科目等履修生として発生した「在学および除籍」の事実も本学における学歴となります。したがって、就業先等からの学歴照会に対する回答には、これらの内容も含まれます。

授業料未納により科目等履修生を除籍になったことが就職先で問題となることもある（詳細はお伝えできませんが、実際にそのような例がありました）ので、注意してください。

その場合でも本学ではいかなる対応もできません。

2016 年 3 月 23 日 法科大学院事務室